



STOP! 虐待! みんなで守ろう子どもの今と未来 「北九州市子どもを虐待から守る条例」のあらまし

目的

本条例は、子どもを虐待から守るために基本理念を定め、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子どもの心身の健やかな成長に寄与することを目的とします。

基本理念

- 虐待は重大な人権侵害であり、決して行ってはならない。
- 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益や安全を最優先に考える。
- 何人も虐待を見逃さず、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努める。



市の責務(第4条)

- 子ども及び保護者が孤立しない地域社会の形成に向けた活動への支援を行う。
- 虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先する。
- 虐待を受けた子どもの保護や支援に携わる人材の確保や育成に努める。
- 虐待の防止等のための調査研究や検証を行う。

市民の責務(第5条)

- 虐待の防止に努めるとともに、市が実施する施策への協力等に努める。
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する。
- 市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努める。

保護者の責務(第6条)

- 虐待を決して行ってはならない。
- 子どもの養育に際して人権を尊重し、子どもの心身の成長と発達を図るよう努める。
- 市が行う子どもの安全の確認や安全の確保に協力する。



第5条関係(市民の責務)

「市民は児童虐待を防ぐことや、通告義務について規定しています。通告が子どもを虐待から守るだけでなく、了方に懇意に相談する場所でもありますことを、私たち市民は理解し、お守りをめざします。」

第7条関係(関係機関等の責務)

「関係機関等」とは、児童虐待防止法第1条で定めた児童虐待を防ぐためにある、学校、托育施設、病院その他の児童の在所に業務を行うもの、及び学校の教員、保育士、保健師、医師、看護師などです。関係機関等のうち、虐待にいたし高い専門性を持つ児童虐待対応員が、児童虐待の件の教育修習の責務について規定しています。

虐待から 子どもを 守るために



関係機関等※の責務(第7条) ※学校、児童福祉施設、病院など

- 虐待の防止に努める。
- 市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努める。
- 児童養護施設は、その専門性を生かし、地域社会と連携しながら、子ども及び保護者への支援に努める。
- 学校その他の教育機関は、現に教育を受けられない子どもがいた場合は、教育を受けられるよう必要な対応を講ずる。

事業者の責務(第8条) ※コンビニやタクシーの事業者など

- はいかいしている子どもへの声かけを行う。
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、通告する。

早期発見及び早期対応(第15、16条)

- 市は、虐待を早期に発見できるよう、市民、関係機関等及び事業者との連携を十分に図る。
- 市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、当該通告に係る子どもを直接目撃するなど安否の確認を行うための措置を行う。

虐待を受けた子ども等に対する支援(第17、18条)

- 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするために、支援を行う。
- 市は、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた子どもとの良好な関係の構築及び虐待の再発防止のための指導及び支援を行う。

第8条関係(事業者の責務)

「専門学校に行かずに、または深夜にはいかいしている子どもに対して戸掛けを行うなど、事業者が柔軟に応じて虐待の状況の対応を努めること、また、虐待を受けたと見られる子どもを発見した場合の通告義務について規定しています。」



子どもの虐待って どんなことをいうの?

身体的虐待

- 殴る・蹴る・叩く・投げ落とす
- 激しく搾さる
- 戸外に絞め出す
- あざや火傷など外傷を負わせる
- 溺れさせる
- 首を絞める

性的虐待

- 子どもへの性的行為(そそのかしを含む)
- 性的行為を見せる
- ボルノグラフィの被写体とする

ネグレクト(保護の怠慢・拒否)

- 衣食住の世話をしない
- 重大な凶気になってしまふ院へ連れていかない
- 乳幼児を家やに放すする
- 子どもの意思に反して学校に登校させない
- 保護者以外の人による虐待を放置する
- ひとり不衛生にする

心理的虐待

- 言葉による辱め・脅迫
- 口舌的な態度や無視
- きつこういた間で差別的な扱い
- 自尊心を傷つける言動
- 子どもの目の前で配偶者や家族に暴力や罵声を行う(面前DV)